

役員等報酬規程

社会福祉法人 新宿あした会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新宿あした会（以下「法人」という。）定款第8条、定款第22条に基づく評議員、役員その他、評議員選任・解任委員、苦情対応委員、第三者委員、事故発生防止委員（以下「委員」という。）の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に定める者をいう。
- (2) 役員とは、定款第16条に定める理事・監事をいう。
- (3) 委員とは、評議員選任・解任委員会運営規程第2条に定める評議員選任・解任委員、苦情対応規程第4条に定める苦情対応委員、人権擁護・虐待防止対応規程第10条に定める第三者委員、事故報告書・ヒヤリハット情報取扱要領第9条に定める事故発生防止委員をいう。
- (4) 報酬等とは、職務遂行の対価として受け取る財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

- 第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める範囲で、別表に基づき支給する。
- 2 役員報酬は原則日額とし、理事会等法人業務への出席の都度、別表に基づき支給する。
 - 3 委員の報酬は日額とし、評議員選任・解任委員会、第三者委員会等への出席の都度、別表に基づき支給する。
 - 4 当法人の給与規程に基づく給与の支給を受ける理事に対しては、本規程に基づく報酬は支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただ

し、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 当法人は、第2条の1、2、3による評議員、役員、委員が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用弁償の額は、原則実費とする。

3 費用弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附則 この規程は、平成29年7月1日から施行する。

平成30年6月27日改定 但し平成30年7月1日より適用

【別表】

役職	報酬月額	年間総額
理事長	50,000円	600,000円
役職	報酬日額 (一人当たり)	年間総額の範囲 (役職合計)
評議員	5,568円	200,000円
理事	5,568円	250,000円
監事	5,568円	100,000円
委員	5,568円	—